

各 都道府県・市町村 介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

介護予防・日常生活支援総合事業に係る第一号事業支給費の額を
市町村が別に定める場合の取扱いについて（周知）

平素より、厚生労働行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
本日、令和6年度以降の介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）のうち、いわゆる従前相当サービスに係る第一号事業支給費の額として厚生労働大臣が定める額（※）が告示されたところです。

※ 介護保険法施行規則第140条の63の2第1項第1号に規定する厚生労働大臣が定める基準（令和3年厚生労働省告示第72号）

また、従前相当サービスに係る第一号事業費の額については、市町村が、厚生労働大臣が定める額を勘案して別に定めることができることとされており、この取扱いについては、「介護予防・日常生活支援総合事業のうち第一号事業に係る厚生労働大臣が定める基準案について（周知）」（令和6年3月7日付当課事務連絡）においても、以下のとおりお示したところです。

注）今年度中に改正予定の「介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針」（平成27年厚生労働省告示第196号）においても、同様の内容を盛りこむ予定。

○ 従前相当サービス及び介護予防ケアマネジメントAについては、本基準による額を市町村が別に定める（単位数の変更のみ。新たな加算の設定はできない。）ことが可能である。本基準は、全国の標準的な額を定めているものであり、市町村ごとの事業の実態にそぐわない場合は、事業の継続性や介護人材の確保の状況等を踏まえ、本基準による額を引き上げる、あるいは、第一号事業支給費とは別に別途委託費等の支給を行うなどの対応を行うことを検討されたい。

このため、例えば、以下のような検討を行うなど、地域の実情に応じた総合事業の充実による高齢者の選択肢の拡大に向け、その額の適切な設定についてご検討いただくよう、重ねてお願いいたします。

- ・ 訪問型サービスにおいて、地域の事業所が小規模である、利用者が限られる場合などに基本報酬の単位数を引き上げる。
- ・ 通所型サービスにおいて、令和6年度改定により運動器機能向上加算が廃止され、基本報酬に包括されたところ、地域全体で運動器機能向上を図る観点から、改定前後の単位数の差と旧運動器機能向上加算の単位数を踏まえ、基本報酬を適切な範囲で引き上げる。

※ なお、基本報酬の引き上げを一律に行う場合、個々の事業所の状況に応じた対応が困難となることが想定されますが、このような場合は、別途委託費の支給を行うことによる対応も可能です。

厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課
地域づくり推進室 地域包括ケア推進係
TEL：03-5253-1111（内線 3986）／FAX：03-3503-7894